

<貯蓄預金規定 新旧対比表>

改定前	改定後
<p>12.(解約)</p> <p>(3) この預金口座は、次の①から③までのいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の①から③までの一つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。また、前記(2)のほか、次の①から③までの一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、次のAからFまでのいずれかに該当したことが判明した場合</p> <p>A 暴力団                              B 暴力団員</p> <p>C 暴力団準構成員                  D 暴力団関係企業</p> <p>E 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</p> <p>F その他前記AからEに準ずる者</p>	<p>12.(解約)</p> <p>(3) <u>この預金口座は、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または後記AからEまでのいずれかに該当することが判明した場合</u></p> <p><u>A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p><u>E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p>